

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先)京都府知事	平成18
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は 独立行政法人 日本原子力研究開発機構
京都府相楽郡木津町梅美台8丁目1番	関西光科学研究所 所長 田島 俊樹 電話 0774 - 71 -

古邦位地球組織	ル対等タ	刷第10冬の坦京により	提出します						
	化対策条例第18条の規定により提出します。 工学研究所 								
該当する事業 者要件	 ▼ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上) □ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上)) 								
計画期間									
	エネルギーの使用の合理化に関する法律により第一種エネルギー管理指定工場として求められる義務を誠実に実行する。 所長の総括の下、エネルギー管理士を中心に全職員で省エネに取り組んでいる。								
年度ごとの具 体的な取組及	年度	設備、対象、工程等実験棟空調機熱源	宝赊神空調機の勢源			<u> </u>			
び措置	19	実験棟空調機							
	18, 19	省工ネ意識向上	省エネに対する意識を向上し、照明、空調の無駄をなくす。						
	19	スーハーコンヒューター	スーパーコンピュータを更新し、消費電力を低減する。						
The second secon	排出区分		基準年度(実績) (平成)17年度 (二酸化炭素換算(t))		目標年度(計画) (平成)19年度 (二酸化炭素換算(t))		削減率 (計画) (%)		
	A 事業所等排出区分			9,637 t		9,444 t	-2 %		
	B 輸送車両排出区分			t		t	%		
	C 201	他排出区分		t		t	%		
		排出合計	* 1	9,637 t	**2	9,444 t	-2 %		
その他の地球 温暖化対策に よる温室効果 ガスの削減量	対策等の区分		目標年度 取組量等		(計画) (二酸化炭素換算(t))				
	森林の保全及び整備		(整備面積)	ha	(吸収量)	t			
等	府内産の木材の利用		(利用量)	m³	(削減量)	t	- /		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給		(売電量)	kwh G.J	(削減量)	t	-		
	グリーン電力の購入		(購入量)	kwh		t	1/		
	削減量等合計		(741) (22)		* 3	t	1/		
	差引排出量		基準年度	(実績)	目標年度	度(計画)	削減率 (計画)		
(4	非出合計一肖		* 1	9,637 t	(*2)-(*3)	9,444 t	-2 %		
特記事項	○暖房に ○空調用 ○インバ ○夏季に	ン購入方針を策定し、グ はヒートポンプを使用し 熱源ポンプ、実験用冷却 ータ制御によりクリーン おける実験棟空調の除湿 空調、熱源設備の保守点	ている。 水ポンプ等にインルーム換気量と見 のための再熱用	ンバータによる回 所要動力の最小化 温水にターボ冷凍	を図っている。				
連絡先	担				E. E.		Serie Victoria		
	担	当者氏名							
	住	所							
	電ファ	話 番 号							
	17	ソンミリ留写							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 - 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発果ガスをいいます。
 - 果ガスをいいます。 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など 効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。